

自然と共生したうるおいのある社会の構築



多様な自然環境の 保全と活用

1 自然環境の現況

本県は、日本一のブナ林面積を有する天然林や数多くの巨樹巨木など、原生的自然の山岳、湿原、里山里地、田園、最上川をはじめとする大小の河川、湖沼、海岸など変化に富んだ県土を形成しています。

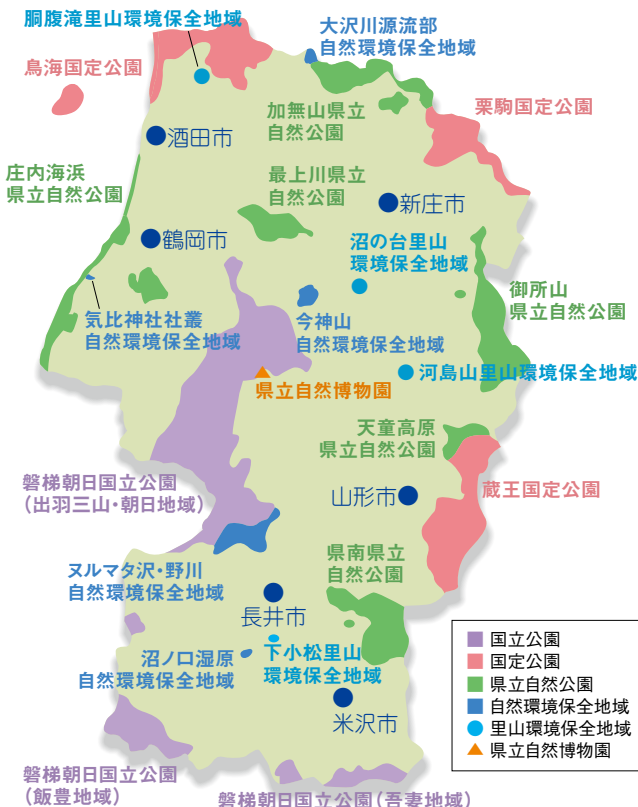
県では、自然との共生を図りながら、これらを次の世代に引き継いでいくため、各種の地域指定による自然環境保全対策や野生生物の保護、自然とのふれあいを進めています。

2 自然公園

すぐれた自然の風景地の保護と適正な利用を図る地域については、「自然公園法」及び「山形県立自然公園条例」に基づき自然公園に指定されています。磐梯朝日国立公園をはじめ、国定公園3箇所、県立自然公園6箇所、計10公園、15万5,810ha（海域を除く）が指定（平成21年度末現在）されており、県土面積の約17%を占めています。

自然公園内では、風景地保護のため各種行為を規制するとともに、適正な利用と安全確保を図るため、避難小屋や登山歩道の整備のほか、自然公園管理員の配置、関係団体の協力による美化清掃などの維持管理を行っています。

自然公園、自然環境保全地域及び 里山環境保全地域



3 温泉資源保護と適正利用

県内には全市町村に温泉があり、平成21年度末現在で229箇所の温泉地に418本の源泉があります。うち蔵王、銀山、碁点、肘折、湯田川の5箇所が国民保養温泉地に指定されています。これら温泉の利用状況はほとんどが温泉旅館や公衆浴場等の浴用ですが、他に養魚、園芸、融雪などで熱エネルギーとしての利用も行われています。

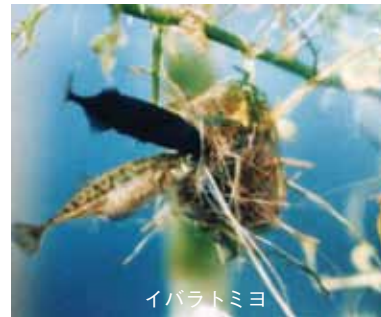


野生動植物の 保護等への配慮

1 希少野生動植物の現況

本県では、約2,300種の植物、5,000種を超える動物が確認されています。また、自然環境の豊かさを示すといわれているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類が広範囲に分布しているなど、豊かな生態系が残されています。しかし、その一方「レッドデータブックやまがた」（※9）によると、7種の動物と40種の植物が既に絶滅し、84種の動物と346の植物が絶滅のおそれがあります。

県では、県内全域において継続的に希少野生動植物の生息状況を把握し適切な保護対策を講じるため、平成19年度から「やまがた緑環境税」活用事業として自然生態系保全モニタリング調査事業を実施しています。平成19年度は置賜地区、平成20年度は村山地区、平成21年度は最上地区、平成22年度は庄内地区を調査対象として実施しています。



（※9）レッドデータブックやまがた／本県における野生動植物が、現在の程度絶滅の危機にあるのかを評価したもの。

2 野生鳥獣の適正な保護管理

野生鳥獣の保護を図るため、「鳥獣保護法」に基づき、「第10次鳥獣保護事業計画」を策定し、希少鳥類の保護や鳥獣の生息環境の保護等を目的として鳥獣保護区、特別保護地区の指定などを行っています。こうした鳥獣保護対策の実施と保護思想の普及には、県内各地に配置された52名の鳥獣保護員が大きな役割を果たしています。

●「第10次鳥獣保護事業計画」に基づく「特定鳥獣保護管理計画」の策定

平成19年7月に「山形県ニホンザル保護管理計画」を策定したところですが、これに基づき、平成21年度には、上市市、村山市、東根市、尾花沢市、米沢市、小国町、鶴岡市の6市1町が「ニホンザル保護管理事業実施計画」を策定しています。

平成18年度は、全国的にツキノワグマが里山に大量に出没し、前例のない大量捕獲につながりました。本県でも1年間に692頭という大量の捕獲が行われました。

この反省に立って、本県におけるツキノワグマの地域個体群を長期にわたって安定的に維持し、同時に人身被害の防止と農林業被害の軽減を図ることを目的として、平成20年度に「山形県ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間平成21年4月～平成24年3月）を策定しました。

この計画は、本県独自の内容を盛り込んでおり、全国的にも特色あるものになっています。（計画の2及び3）

山形県ツキノワグマ保護管理計画

— 本計画の基本的な考え方 —

- 1 「生息環境保全」「被害防除対策」「個体数管理(捕獲数管理)」を3つの柱として、地域住民、関係団体、行政機関、専門家等が連携して、総合的に取り組む。
- 2 個体数管理(捕獲数管理)の手法として、年度ごとに県全体の捕獲数の上限を定めるとともに、市町村ごとの捕獲数の上限の目安を定め、総合支庁ごとに管内市町村の合計値を上限として管理する。
- 3 捕獲形態を、①春季捕獲(4、5月に、山中で、銃器により、成獣を選択的に捕獲)、②夏季捕獲(6月から11月14日まで、わなにより人里近く等で捕獲)、③狩猟(11月15日から2月15日まで、銃器による捕獲)の3つに区分する。
①について、これを「マタギ文化」を引き継ぐものとして、技術力と知見を継承する観点から意義を認め、一定の制限を設けて許可する一方、②については、無差別な大量捕獲につながるおそれがあるため、捕獲許可の判断基準を示し、従来よりも慎重に対応する。
- 4 地域の合意形成が図られた地域において、移動放獣を試行的に実施する。
- 5 捕獲数上限値の設定をはじめ、計画の推進状況について、有識者、関係団体、関係機関で構成する「特定鳥獣保護管理検討委員会」の意見を聴き、検証する。また、市町村や関係団体で構成する「特定鳥獣保護管理連絡協議会」において、計画実施内容の調整を図る。
- 6 生息数調査や捕獲個体データの収集など、継続的にモニタリングを実施して生息状況を把握し、これを個体数管理(捕獲数管理)等にフィードバックさせる。



人と自然が共生した 美しい風土の創造と継承

1 景観条例及び景観計画の策定

県では、良好な景観を将来の世代へ引き継ぐこと、心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、平成19年に「山形県景観条例」を策定しました。平成20年には行為の制限に関する事項等を定めた「山形県景観計画」を策定しました。



最上川景観



四ヶ村の棚田

2 山形らしい環境文化の継承・発信

●山形ふるさと塾

親から子、子から孫の代へ、ふるさと山形のよき文化を教え、伝え、学び合う「山形ふるさと塾」は、地域の方々自らが、子どもたちに地域の素晴らしい文化等を伝承していく活動です。これまで、市町村への市町村総合交付金による活動支援（平成21年度は県内32市町村で実施）や「山形ふるさと塾フェスティバル」の開催など県内への普及活動を中心に実施してきました。

今後、学校・地域が連携し、様々な伝承・体験活動を通して、子どもの社会力育成、地域コミュニティの活性化、地域文化の保存・伝承を図っていきます。

●「山形の宝」育成事業の創設

平成21年に創設された「山形の宝」育成事業は、身近にある文化財を「知ってもらい」、将来に向けて「守っていく」、それを地域づくりなどに「活かしていく」という、「知る」「守る」「活かす」の3つの視点を柱とし、県民一人ひとりが足もとの文化財を大切に守り育てる主体的な保護活動を支援するとともに、地域のシンボルとなる文化財の保存・活用を推進しています。

また、平成21年度は、「最上川の重要な文化的景観調査検討委員会」を開催し、最上川の文化的景観を構成する28の景観単位を選定するとともに、最上川の流通・往来に関わる人々が最上川をどのようにとらえ、認識していたかの調査を行いました。